

求人者の皆様へ

・事業所の名称及び所在地 株式会社きらぼしコンサルティング
東京都港区南青山三丁目 10 番 43 号
許可番号（13-ユ-313527）

●取扱職種の範囲等

- ・職種は全職種（職業安定法第 32 条の 11 に定められる職業を除く。）
- ・地域は日本国内

●手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 求人受理時の手数料等は不要です。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（消費税込み 55%） 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（消費税込み 55%） 手数料負担者は 求人者 とします。
契約期間	申込日から 1 年間とし、期間満了日の 1 ヶ月前までに求人者または当事業所から特段の申し入れがないときは、1 年間同一条件で更新するものとします。

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 出浦 栄次 連絡先(03)6447-5886

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

- 第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は職業紹介業務の担当職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 出浦 栄次 とする。
- 第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 出浦 栄次 とする。

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度）を設けています。詳細は下記のとおりです。

紹介した人材が自己の都合により 1 ヶ月以内に退職した場合は紹介手数料の 80%相当額、1 ヶ月超 3 ヶ月以内に退職した場合は 50%相当額を返戻します。

●違約金等に関する事項

当事業所は、人材紹介サービス利用規約において、次の通り、求人者に対する違約金規約等（違約金

の額、違約金が発生する条件および解除方法を含む契約の内容)を設けています。

- ・ 求人者は、紹介手数料支払いを免れる目的をもって、①特段の事由なく、当事業所への事前の通知なく、紹介した人材と連絡をとった場合、②当事業所より候補者の紹介を受けた日から 12 ヶ月を経過しない間に、本契約による方法以外で当該候補者を採用した場合等には、違反行為の対象となった当該候補者 1 名につき紹介手数料相当額の 2 倍の違約金を当事業所に支払うものとします。
- ・ 反社会的勢力の排除条項に求人者が違反した場合、当事業所は求人者に対し、全ての契約を無催告解除し、また損害賠償請求をすることができます。

※以上は、職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。

以 上